

第437回佐賀地方最低賃金審議会

1 日時 令和5年7月11日(水) 13時26分～14時40分

2 場所 佐賀第2合同庁舎 共用大会議室2

3 出席者

公益委員	安 德 弥 生
	甲 斐 今日子
	富 田 義 典
	松 本 さぎり
	安 永 治 郎

労働者代表委員	東 島 美 香
	松 尾 和 寿
	諸 富 敬 悟
	山 口 幸 一
	吉 岡 保 博

使用者代表委員	平 野 智 子
	福 母 祐 二
	松 尾 剛 彦

事務局

労働局長	重 河 真 弓
労働基準部長	和 田 雅 弘
賃金室長	北 村 雅 道
室長補佐	山 下 恵美子
賃金調査員	伊 東 怜 奈
	濱 由 佳

室長補佐

定刻となりましたので、ただ今より第437回佐賀地方最低賃金審議会を開催いたします。

私は、昨年度から引き続き賃金室で勤務しております山下でございます。よろしくお願いいいたします。

本日は、西岡委員と浜村委員から欠席でございますが、審議会が審議会令第5条第2項に規定する定足数に達していることを御報告申し上げます。

では、議事に入ります前に、本年4月に事務局に異動がありましたので、改めてご挨拶させていただきます。

基準部長の和田でございます。

基準部長

労働基準部長の和田でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

室長補佐

賃金室長の北村でございます。

賃金室長

賃金室長の北村でございます。よろしくお願いいいたします。

室長補佐

本日の会議ですが、佐賀地方最低賃金審議会の開催後初めての会議でございます。会長が選出されるまでの間、事務局が進行をつとめますのでどうぞよろしくお願いいいたします。手元に辞令をお配りしております。ご確認をお願いいたします。なお資料の1ページ目に新しい名簿をお付けしております。

今回新たにご就任されました委員の方々を事務局のほうからご紹介させていただきます。大変恐縮ではございますが、労働者代表の方よりお名前等をご紹介させていただきますので一言ずつご挨拶のほうをお願いいたします。

まず、東島委員でございます。

東島委員

皆様、お疲れ様でございます。連合佐賀副事務局長の東島です。この度はじめて最低賃金審議会の委員に選出されました。どうぞよろしくお願いいいたします。

室長補佐

昨年 12 月からですが、顔合わせが初めてですので、松尾委員お願いいたします。

松尾和寿委員

皆さん、こんにちは。連合佐賀で事務局長をしております松尾と申します。どうぞよろしくお願いいたします。昨年 12 月からということになりますが本審査めて初めてということになりますので、よろしくお願いいたします。

室長補佐

ありがとうございます。諸富委員お願いいたします。

諸富委員

前任の矢ヶ部さんから交代をいたしまして今期から担当させていただきます電気連合パナソニックインダストリー労働組合の諸富と申します。よろしくお願いいたします。

室長補佐

ありがとうございます。それでは、山口委員お願いいたします。

山口委員

皆さんこんにちは。セラミックス連合の山口です。出身単組は岩尾従業員労働組合です。前任の草場より引き継いで本日より務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

室長補佐

ありがとうございます。では次に、使用者側委員、福母委員お願いいたします。

福母委員

経営者協会の福母です。また再びここで最低賃金の決定という重要なお仕事に関わることになりました。皆さんどうぞよろしくお願いいたします。

室長補佐

ありがとうございます。松尾委員お願いいたします。

松尾剛彦委員

皆さん、こんにちは。佐賀商工会議所の松尾と申します。前任の八谷から引き継いで務めさせて頂きたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

室長補佐

ありがとうございました。それでは、議事に入らせて頂きます。

議事次第1の「会長および会長代理の選任」についてでございます。最低賃金法第24条第2項及び4項の規定により、「公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する」とされておりますが、従来からこの場で委員のご意見をお伺いし、お諮りしているところでございます。

推薦等のご意見はございませんでしょうか。

安徳委員

はい。これまでのご実績に鑑みまして、会長に富田委員、そして会長代理に甲斐委員を推薦いたします。

室長補佐

ただ今、会長を富田委員に、会長代理を甲斐委員にとご提案がございましたが、皆様いかがいたしましょうか。

(異議なし)

室長補佐

ありがとうございます。それではご賛同頂きましたので、これをもちまして会長を富田委員に、会長代理を甲斐委員ということでよろしくお願いいたします。

それでは、会長にご就任頂きました富田委員にご挨拶をよろしくお願いいたします。

富田会長

皆様、こんにちは。富田でございます。

この審議会委員はかなり長いことやっております、ここ会長の任務を務めさせて頂くのももう3期目か4期目位に入っております。毎年のごことですが、週明け前後に中央審議会が実施、審議がスタートするというところで、気持ちを新たにしております。

毎年皆さんに申し上げていることですが、この委員会は、数字に辿り着かなきゃならないという類の委員会です。利害が必ずしも簡単に一致する構成員から成り立っているわけではないので、なかなか簡単ではない委員会であると思います。

会長を引き受けるにあたっては、出来るだけ知恵を働かせて、いい議論と皆さんが出来るだけ納得できるような数字に辿り着くことができるよう務めさせて頂きたいと思っております。よろしくお願いいたします。

室長補佐

ありがとうございました。

それでは、会長代理に就任頂きました甲斐委員よりご挨拶よろしくお願いいたします。

甲斐部会長代理

皆さん、こんにちは、甲斐と申します。

私も、富田会長と同様かなり長いこと務めさせて頂いております。ここ数年は会長代理として補佐をしてきております。

毎年大変な場面もございますが、皆さんの協力を頂いて最終的に決着をつけていきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

室長補佐

ありがとうございました。それではこれ以降の進行につきましては富田会長、よろしくお願いいたします。

富田会長

それでは、私が議事進行を務めることとなります。

議事次第の2「佐賀県最低賃金の改定諮問について」でございます。

それでは、事務局のほうから、諮問文の朗読をお願いいたします。

賃金室長

それでは私のほうから、諮問文を朗読させていただきます。

(諮問文朗読)

佐労基発 0711 令和5年7月11日

佐賀地方最低賃金審議会会長富田義典殿、佐賀労働局長重河真弓

最低賃金の改正決定について（諮問）最低賃金法（昭和34年法律第137号第12条）の規定に基づき、佐賀県最低賃金（昭和55年佐賀労働基準局最低賃金公示第1号）の改正決定について、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版（令和5年6月16日閣議決定）及び経済財政運営と改革の基本方針2023同日閣議決定に配慮した、貴会の調査審議を求める。

富田会長

続いては、局長、ご挨拶をお願いいたします。

労働局長

佐賀労働局の重河でございます。先ほど佐賀県最低賃金改正決定の諮問をさせて頂いたところですが、ご審議頂くにあたりまして一言御挨拶を申し上げたいと思います。

昨年度県内の経済雇用の状況を見極めつつ地域における事情を総合的に勘案するなどご審議を頂きまして32円の引き上げとなりましたが、景気の好循環を実現していくためには、引き続き最低賃金の引き上げを含めました人への投資というものを継続していくことが不可欠と考えております。

今年度に関しましては、6月16日に閣議決定されましたいわゆる骨太の方針におきまして全国加重平均1,000円を達成することを含めて公労使三者構成の最低賃金審議会できっかりと議論いただくことと、また地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等地域間格差の是正を図るとされたところでございます。

一方、県内の雇用情勢を見ますと今年の5月の有効求人倍率1.36倍でございましたが、1.3倍以上といのが実に16か月連続で推移しておりまして経済活動の回復は着実に進んでいる状況でありますけれども、人材不足、また背景には原油高、エネルギー資源の高騰、原材料価格の高騰、または物価の上昇、実質賃金の低下、ということもございまして事業主また労働者の方々も厳しい状況が見られるところでございます。

こういった状況から私ども労働局におきましては、事業主の皆様が業務の改善であったり賃金引上げに向けた取り組みを進めることができるよう関係皆様のご協力を頂戴しながら、業務改善に向けたセミナーであったり、説明会であったり、さまざまな助成金の活用であったり、下請け叩きの防止などの関係機関との連携、働き方改革推進支援センターの個別支援、そういったいろいろなものを通じまして中小企業の皆様へのきめ細かな支援策に努めてきたところではございますが、今後も引き続きこういった取り組みは続けていきたいと考えております。

結びになります。冒頭申し上げました通り、経済の好循環を実現するためには、賃金の引き上げを含めた人への投資を継続していくことが不可欠です。重要であると考えていますことから、こういったことも念頭に頂きまして委員の皆様におかれましては、佐賀県の状況をご考慮頂きながら、ご議論、ご審議をお願いしたいと思います。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

富田会長

諮問文を私がお受けいたしました。局長からご挨拶がございました。

これから諮問文にありました内容に沿って私たち審議会が審議をしてまいります。皆さん、特にご意見ございませんね。

それでは審議会に関わる資料の説明を事務局の方からお願いいたします。

賃金室長

私のほうより、資料の説明をする前に机上配布しております中央賃金審議会の目安制度の在り方に関する全員協議会報告について簡単にご説明させていただきます。

これにつきましては委員の皆様は既にご存じのことと存じますが、おおむね5年ごとにランク区分も含めまして見直しを行っているものでございまして、今年度から目安ランクがA～Dの4ランクからA～Cの3ランクへ変更となりました。具体的にはこのPowerPoint資料の最後のページにありますように、Aランクは6都府県で変わらず、Bランクに以前のBCランクの都府県およびDランクから福島、島根、愛媛が加わり、ABランクの適用労働者数の比率を45%程にしています。佐賀はCランクで、地域別最低賃金の審議方法等には変更はありません。今回のランク数の見直しは、地域間格差を縮小させる狙いがあります。PowerPoint資料の2ページに全員協議会報告のポイントというものがございまして、その1の(3)「議事の公開について」、議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しないという二つの観点を踏まえ、公労使三者が集まって議論を行う部分については公開することが適当との報告がされております。これにつきましては、次第(3)の意見交換において委員の皆様のご意見をお伺いする予定でございますので、よろしくお願いいたします。

それでは会議資料の説明をいたします。

会議資料の2ページ以降をご覧頂きたいと思っております。資料は例年と同じ構成になっております。佐賀県と全国の主要な労働経済指標と全国の春闘賃上げ状況です。資料2～8ページまでがグラフとなっております。これらは主要な労働経済指標をグラフ化したものです。指標の具体的な数値につきましては、グラフの下部と、9～14ページの表にお示しをしております。

まず2ページでございますが、1図佐賀県の鉱工業生産指数の推移でございます。平成27年を100とした指数のグラフで、表を見て頂きますと、生産出荷につきましては、年で見ますと平成29年までは増加し、その後は減少、令和元年からは横ばいの状況です。在庫については、平成27年以降減少し、平成30年から令和元年にかけて上昇、それ以降減少している状況でございます。令和4年1月からの月で見ますと、生産出荷ともにやや減少傾向、令和4年12月から上昇しましたが、令和5年3月は減少しています。在庫については、増減を繰り返して令和4年11月から減少しましたが令和5年3月は若干増加しました。

続きまして、3ページをご覧ください。2図の鉱工業生産指数の全国の推移でございます。年で見ますと、生産出荷いずれも平成28年から平成30年にかけて増加、その後令和2年まで減少し、以後増加傾向でございます。在庫は、平成28年までは減少、その後は増加し、令和2年に減少し、その後増加傾向です。令和4年1月からの月別で見ますと、生産と出荷は同様の動きで増減を繰り返し、在庫はやや増加傾向が見られるところです。

続きまして、4ページをご覧ください。3図の消費者物価指数の対前年同月増減率の推移でございます。全国と佐賀県を一つのグラフにしています。共におおむね同様の傾向を示しており、平成26年から減少傾向でしたが令和3年から上昇しております。令和4年1月からの月で見ますと、全国佐賀ともにほぼ同様に上昇傾向ですが、令和5年1月から減少し、2月3月は横ばいとなっております。

続きまして、雇用環境についてのグラフになりまして、5ページの4図有効求人倍率の推移でございます。全国佐賀とも、おおむね同様の傾向を示しており、年で見ますと、右肩上がりに上昇しておりますが、平成29年以降減少、令和元年から上昇しております。令和4年1月からの月ごとを見た場合、全国佐賀ともに若干の上昇傾向がありましたが、令和4年12月から若干の減少傾向となっております。佐賀においては令和4年2月以降、全国では令和4年8月以降1.3倍台をキープしております。

続きまして、6ページ、5図の月間定期給与額の推移でございます。平成27年以降全国佐賀ともに横ばいの状況で全国は26万円台で推移し、佐賀は21～23万円台で推移しております。

続きまして7ページ、6図月間総実労働時間数の推移でございます。年で見ますと全国では平成27年以降減少、令和2年から若干の増加が見られます。

佐賀については、平成27年から減少傾向となっております。令和4年1月からの月ごとを見ますと、全国佐賀ともに同様の傾向となっており、増減を繰り返

返しております。労働時間については、佐賀は全国より長い数字となっておりますが、令和4年からはほぼ同様な数字となっております。

続きまして8ページの7図、月間所定外労働時間数の推移ですが、令和4年1月以降全国佐賀ともに同様の傾向となっております。令和3年以降は佐賀よりも全国の数字が上回っている状況でございます。以上がグラフの説明です。

9ページは、1図と2図で説明しました佐賀と全国の鉱工業の生産指数の数値でございます。9ページの一番右側には新設住宅着工件数を掲載しています。令和4年は全国で0.4%増加、佐賀で1.2%の減少となっております。

続きまして10ページですが、表の一番右側をご覧くださいと、大型小売店の売上額とその対前年同月比を記載しております。年で見ますと、全国は令和2年以降増加、佐賀は令和2年に増加後令和3年に減少、令和4年に増加という状況でございます。

続きまして、12ページですが、右から二番目に完全失業率の状況を記載しております。九州については平成30年以降2%台、全国については平成29年以降2%台で推移しています。その右側は佐賀県の企業倒産の状況です。平成27年以降30~40件台で増減を繰り返していますが、令和3年以降は20件台となっております。

続きまして、13ページから14ページは、先ほどグラフで説明しました給与や労働時間数の関係の数値でございます。

続きまして、15ページは、全国の今年の春季の賃上げ回答妥結状況です。連合全体の集計では6月5日発表時点で賃上げ率は3.66%、金額で10,807円、300人未満は賃上げ率3.36%、金額で8,328円となっております。昨年同時期と比較して大幅な増加となっております。また、経団連の集計では5月19日公表時点で500人以上は賃上げ率3.91%、金額で13,110円、また従業員数500人未満規模では6月23日公表時点で賃上げ率2.94%、金額で7,864円となっております。こちらも昨年同時期と比較して大幅な増加となっております。

続きまして、16ページ以降は、令和5年6月16日に閣議決定されました経済財政運営と改革の基本方針2023の抜粋資料を添付しております。

最低賃金につきましては、18ページの下線を引いた部分に記載がございます。読み上げますと、最低賃金について昨年は過去最高の引き上げ額となったが今年は全国加重平均1,000円を達成することを含めて公労使三者構成の最低賃金審議会ですっかりと議論を行う、また地域間格差に関しては最低賃金の目安を示すランク数を4つから3つに見直したところであり今後とも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げるなど地域間格差の是正を図る、と記載されております。

続きまして、最後に 21 ページでございます。これは答申頂いた日から最短の最低賃金の効力発生日の表でございます。これは異議申立期間や改定公示期間などを勘案し、例えば本年の 10 月 1 日発効となりますと、答申日が 8 月 7 日となります。今後の審議の参考にしていただければと思います。

以上、簡単ではございますが、本日の提出資料の説明でございます。ありがとうございました。

富田会長

どうもありがとうございました。

以上事務局による説明でございました。目安がいつ出るかわからないですが、審議の中でこの資料等を使っていくこととなりますので、審議会や専門部会にご持参頂ければと思います。

皆様、この資料等をご覧頂いて、ご意見ご質問等がございましたら、どうぞお出してください。

(質問なし)

富田会長

それでは、次の議題にいかせていただきます。

議事次第 (3) 「今後の審議について」ということで、事務局の方から説明をお願いします。

賃金室長

最低賃金法第 25 条第 2 項には「最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。」と定められておりますので、本日の諮問を受けて専門部会を設置することとなります。

専門部会の委員の人選につきまして、関係労働者を代表する委員及び関係使用者を代表する委員は、候補者の推薦を求めなければならないとされておりますので、推薦公示を本日から 7 月 24 日までさせていただき、関係者からの推薦をもって決定することとなります。

なお、公益を代表する委員の人選ですが、富田委員、甲斐委員、安永委員にお願いしたいと考えておりますがいかがでしょうか。

(公益委員の同意を得る)

賃金室長

また、最低賃金法の第25条の第5項につきまして、「最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする。」という規定がありますので、そのための公示をいたします。

令和2年には、佐賀県労連より審議会の場で意見を述べたいとの申し出があり専門部会の場で意見を述べて頂きました。本年同様の申出がございましたら、会長等に御相談の上、専門部会の場で意見を述べていただくこととしたいと思います。

富田会長

いま説明がございましたように、本日、関係団体にこの審議に関わる意見がございましたら申し出て下さいという風な公示を行います。

毎年いくつかの意見が文書で提出されております。審議会の場で事務局が代理で文書を読み上げて趣旨を理解する、必要があれば提出された文書についてここにお越し頂いて説明をしていただくという規程があります。要請文の提出を受けた場合、ここにお越しになって説明されるかどうかについてはその都度向こうに問いかけてみて決めています。令和2年には県労連の方がここにお越しになって文書の説明を行ったという事例がございます。今年も意見公示の手続を同様に行うということでございます。

ほかに資料等についてご質問はございますか。

(質問なし)

富田会長

それでは、事務局お願いいたします。

賃金室長

次に日程ですけれども、中央最低賃金審議会の目安答申が出た後、目安伝達のための第二回目の審議会を開催いたします。今年度は、目安答申が7月31日(月)に予定されておりますので、8月1日(火)に第二回審議会を予定しております。なお、専門部会につきましては委員が決定次第で調整決定となりますが、皆様のお手元の審議会資料の最後に開催日程の予定をお配りしておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

富田会長

今の説明で、皆さんご質問はございませんか。

(質問なし)

富田会長

それでは、議事次第3「その他」の議題に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは事務局のほうから、説明をお願いいたします。

賃金室長

佐賀地方最低賃金専門部会の議事と議事録の公開について委員の皆様のご意見をお伺いしたいのですが、経緯についてご説明をいたします。

これまで、机上配布しております中央最低賃金審議会の資料のそのあとに専門部会の運営規定の第6条に規定があるのですが率直な意見の交換が損なわれる恐れがある場合に議事を非公開とし、同第7条によりまして議事録を非公開、議事要旨を公開しておりましたが先に説明しました中央最低賃金審議会の目安制度？全員協議会報告において議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しないという二つの観点を踏まえ、公労使三者が集まって議論を行う部分については公開することが適当との報告がされたところでございます。これを受けて専門部会の公労使三者が議論を行う部分、すなわち二者協議以外の部分について公開すること、およびその部分の議事録公開について、委員の皆様のご意見をお伺いするものです。

第一回専門部会の結びの部分も三者が集まりますが、第一回で決定することはなく、傍聴者の控室の確保や管理も非常に困難であるため実態としては第一回の冒頭部分のみの公開となると思われます。同様に第二回はほぼ二者協議のみ、金額が決定する専門部会も全会一致以外は本審開催となるため、実態としては第一回専門部会の冒頭部分のみの公開となる予定です。委員の皆様のご意見をお伺いいたします。

富田会長

どうもありがとうございました。

労働者側、使用者側のほうから委員が選出されたところから専門部会が形成されることとなります。

議事公開については、令和3年に佐賀地方最低賃金専門部会運営規程というものを作成していて、その中で『議事は原則として公開する』としています。

そのまま運用しますと、専門部会の議事についても全部公開するということになります。ただ、皆さんご存じの通り専門部会の場合は、公益側と労働者側、公益側と使用者側の二者折衝の時間が長くなります。

事務局の説明には無かったのですが、専門部会の公場では公益側しか残っていない時間もあるわけです。公益側しか残っていないところをオープンにするというのを考えられなくはないですが、その時間帯にどのように議事を進めるかについて協議していることが多く、そこが公開となると、正直なところ議事が進めづらくなるということを感じています。二者のみの協議と公益側だけが協議している時間帯は除き、三者が揃ったところの議事を公開するという原則を原則に中央最低賃金審議会は行っているわけです。

これに沿って佐賀においても三者揃ったところの議事を公開するやり方で行くことにしてはいかがでしょうか。要するに運営規程そのものは変わらなくて議事は公開とするとなっていますが、一種の申し合わせ事項みたいなもので三者揃ったところの議事を公開するという原則として行う方法でやらせて頂きたいということです。皆様、それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

富田会長

それでは、専門部会の議事の公開については以上とさせていただきます。

その他の「最低賃金審議会資料の公開について」というところでございます。

賃金室長

すみません。もう一点委員の皆様のご意見をお伺いさせていただきます。次第(3)その他の になります。佐賀地方最低賃金審議会資料の公開についてですが、これにつきましても、机上配布しております佐賀地方最低賃金審議会運営規程第7条及び専門部会運営規程第7条により「率直な意見の交換が損なわれるおそれがある場合」として非公開とされていたものですが、透明性確保の観点から資料を公開することについて委員の皆様のご意見をお伺いするものです。

富田会長

これは審議会のみならず専門部会についても資料をどうするかというのを含んだ提案と考えていいですね。

賃金室長

はい、そうです。

富田会長

本日のような審議会にしても、これから始まる専門部会にしても三者揃った場の議事については公開ということになりますが、資料については労働者側の委員が具体的な資料を配布して議論する場合もあれば、同様に使用者側が配布する場合もある。事務局経由で出てこない資料も使ってやるわけですが、二者協議に用いるものがほとんどですので、基本的には事務局が用意した資料を公開するということがいけるでしょうか。

(異議なし)

甲斐部会長代理

資料の開示の時期ですが、例えば専門部会第一回目、二回目、三回目とあるうちに、二回目に追加資料として事務局から提出されるものもあります。その最終的な公開の時期というのはいつになるのか、最後にすべてを公開するのかを教えてください。

賃金室長

今までホームページに議事録等や議事要旨を公開していたかと思いますが、そのタイミングで資料も一緒に公開することになるかと思います。

富田会長

ほかに質問はございませんか。

(質問なし)

富田会長

それでは、資料の扱いについては以上とさせていただきます。皆さん、その他に議題としたいことはございませんか。

(意見なし)

富田会長

それでは、本日の審議会は以上とさせていただきます。

本日の議事録の署名は、労働者側が東島委員、使用者側は福母委員にお願いいたします。

それでは、皆様どうもお疲れさまでした。

閉会

会 長

労働者代表委員

使用者代表委員
